

# 地方公共団体相互間の連携・協力、公共私連携関係資料

# 1. **ポストコロナの経済社会における地方公共団体相互間の連携・**

## **協力のあり方**

# 2. **ポストコロナの経済社会における公共私**の連携

# 広域連携に関する各省との連携について①

○ 総務省では、各省の施策において、連携中枢都市圏・定住自立圏が主体で行う事業等に対して優先採択等の配慮があるものを整理し、毎年公表している。

- 連携中枢都市圏・定住自立圏については、連携中枢都市圏構想・定住自立圏構想の推進の観点から、国庫補助事業等において優先採択等の優遇措置がある。
- 総務省では各省の支援策をわかりやすく情報提供し、当該取組を促進するため、毎年度、各省と調整しながら、事業内容や優遇措置等を整理し、公表している。

## 連携中枢都市圏

- 【内閣府】デジタル田園都市国家構想交付金  
広域的保育所等利用事業
- 【総務省】地域課題解決のためのスマートシティ推進事業  
地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)  
地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)
- 【文科省】帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
(Ⅰ帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、Ⅱ外国人の子供の就学促進事業)
- 【厚労省】救急医療体制強化事業
- 【国交省】新たな交流市場の創出事業(第2のふるさと)  
地域公共交通確保維持改善事業  
集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)
- 【農水省】農山漁村振興交付金  
森林整備事業

## 定住自立圏

- 【内閣府】デジタル田園都市国家構想交付金  
広域的保育所等利用事業
- 【総務省】地域活性化起業人
- 【文科省】学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備事業)  
帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
(Ⅰ帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、Ⅱ外国人の子供の就学促進事業)
- 【厚労省】救急医療体制強化事業  
就労準備支援事業等の実施体制の整備促進モデル事業  
重層的支援体制整備事業
- 【国交省】新たな交流市場の創出事業(第2のふるさと)  
地域公共交通確保維持改善事業
- 【農水省】農山漁村振興交付金
- 【環境省】環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくり  
プラットフォーム事業費

## 広域連携に関する各省との連携について②

- 総務省では内閣府と共同で、令和3年7月に市町村が策定する法定計画について、特段の支障がない限り原則として複数市町村による計画の共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにするよう各省庁に対して依頼。
- また複数の市町村による共同策定が可能な法定計画を整理し、令和4年4月に各地方自治体に対して周知。

### ○内閣府地方分権改革推進室長・総務省自治行政局長

「市町村が策定する法定計画の共同策定について（依頼）」（令和3年7月28日）抜粋

近年、市町村が、個別行政分野の法令に基づいて計画を作成する事務が増加していますが、広域連携の取組内容の深化や、増加している法定計画の策定の負担軽減といった観点からは、地方公共団体による計画策定の義務付けを必要最小限とすることを前提に、市町村が策定する法定計画については、できる限り共同策定を可能とし、その旨を明らかにすることが適当であると考えます。

各府省において、市町村が策定する法定計画について、特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにしていただきますようお願いいたします。

### 複数の市町村が共同で策定することが効果的と考えられる計画の例

「複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について」(令和4年4月5日)にて自治体に周知。

#### ◆地方公共団体実行計画（区域施策編）【地球温暖化対策の推進に関する法律】

地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」として、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待されています。さらに、計画の策定に必要なマンパワー・専門知識が不足している地方公共団体においては、共同策定によってこれらの課題を解決することが期待されます。

#### ◆地域公共交通計画【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】

当該地域の交通圏をもとに、計画の区域を設定します。区域の検討に当たっては、交通圏の範囲が市町村の行政区域内で収まるのか、複数市町村にまたがるのかという観点が重要となります。このため、住民の日常生活における移動範囲に伴い形成される生活圏と公共交通ネットワークの範囲を踏まえ、適切な計画区域を設定するようにしてください。

地域公共交通計画の作成主体については、計画区域と連動して判断することになります。交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、複数市町村による共同での計画作成を検討しましょう。

#### ◆市町村消費者教育推進計画【消費者教育の推進に関する法律】

市町村の規模は様々であり、個々の市町村が消費者教育に取り組むだけでは、効果的かつ効率的に実施することができない場合がある。都道府県においては、広域的な観点から、管内の市町村の取組を支援し、あるいは、市町村間での格差を埋めることにより、消費者に提供される消費者教育の水準を確保することが求められます。具体的には、個々の市町村では消費者教育の担い手育成が困難な場合、それを都道府県が行い、それを管内の市町村に派遣する取組などが挙げられます。また、住民の生活圏や経済圏などに応じた取組を促進するために、都道府県が調整を行い、関係市町村の連携を促すことも一案です。

## 構成員・開催実績

- ・学識経験者3名、地方公共団体職員6名(千葉県、神奈川県、大阪府、北海道、宮城県仙台市、京都府舞鶴市)の計9名で構成
- ・令和2年から計4回開催し分野や指標の検討等のほか、地方公共団体に意見照会を実施し、令和3年3月に報告書を取りまとめた。

## 検討内容

- ①「地域の未来予測」のあり方: 基本的な考え方ははじめ、これを踏まえた地域における「目指す未来像」の議論のあり方等について検討
- ② 分野・指標: 「地域の未来予測」として行政需要や経営資源に係る長期的見通しを作成することが考えられる分野・指標の例について検討
- ③ 推計方法(・データソース) : 指標の例ごとの推計方法の例について、既存の各種推計の手法との関係を含め検討

## 分野及び指標の例

分野の例	指標の例・参考事例(抜粋)
人口	総人口/85歳以上人口/75歳以上人口/65歳以上人口/生産年齢人口/年少人口/高齢化率/町丁・字別人口/メッシュ別人口 【参考事例】 世帯数/メッシュ別人口/町丁目・字別人口
施設・インフラ	耐用年数を超える施設数・割合/公共施設・インフラ資産の更新時期及び面積/各種施設等の位置情報/メッシュ推計 【参考事例】 生活サービス施設800m圏等の人口カバー率/公共施設の更新費用/生活サービス施設の徒歩圏内人口密度・500m商圈人口
子育て・教育	0～5歳児数/3～5歳児数/小学生数/中学生数 【参考事例】 保育所需要/幼稚園需要
医療・介護	医療需要/介護需要/介護サービスの見込み量 【参考事例】 医療需要/介護需要/要介護等認定者数/認知症有病者数
公共交通	目的別輸送需要/年齢別各交通手段の利用者数 【参考事例】 バス停圏域人口/公共交通路線網と人口密度・人口増減率・高齢化率
衛生	有収水量(生活用水)/ごみ発生量(家庭系ごみ) 【参考事例】 有収水量/ごみ発生量
消防・防災	避難行動要支援者数/救急搬送人員 【参考事例】 救急搬送人員
空間管理	【参考事例】 空き家数/農地面積/森林面積

- 熊本県は、「地域の未来予測」作成に関して、市町村の求めに応じ交付金により支援。
- 沖縄県は、「地域未来予測」の作成に係る必要な経費を含む、広域連携に向けた連携検討・連携実施を補助。

## 令和5年度 熊本県市町村行政サービス維持向上支援交付金

### 【概要】

市町村の「地域の未来予測」の作成を促すとともに、「地域の未来予測」を踏まえ今後必要となる方策や、地方行政体制の強化に向けた取組に必要な経費を支援。

→熊本県による直近アンケートでは、県内3市町が令和5年度活用予定と回答。

### 【交付対象団体】

- ・市町村における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを整理する「地域の未来予測」を作成予定の市町村。
- ・「地域の未来予測」を踏まえ今後必要となる方策や、地方行政体制の強化に向けた取組を予定している市町村。

交付対象事業	補助率・交付上限額
(1) 「地域の未来予測」作成	補助率 <u>1/2</u> 補助上限額 <u>1,000 千円</u>
(2) 「地域の未来予測」を踏まえた今後必要となる方策の整理 ① 地方行政のデジタル化推進 ② 公共私連携推進 ③ 市町村間の広域連携推進	補助率 <u>1/2</u> 交付上限額 <u>1,000 千円</u>
(3) 地方行政体制の強化に向けた取組み	補助率 <u>1/2</u> 交付上限額 <u>2,500 千円</u>

## 令和5年度 沖縄県市町村広域連携支援事業

### 【概要】

複数の市町村の広域連携に向けた連携検討・連携実施や「地域未来予測」の作成に係る必要な経費を支援。

### 【交付対象団体】

地域の未来予測の作成や新たな広域連携を目指す複数の市町村及び一部事務組合。

- ・市町村の課題に応じた広域連携
- ・「地域の未来予測」に基づく広域連携

行政体制の整備・強化  
持続可能な形で地域の生活機能を確保

### 補助内容

#### ○補助対象事業

新たな広域連携に向けた目指す複数の市町村及び一部事務組合を対象に下記の事業について補助する。

#### ①連携検討事業（最大2年度）

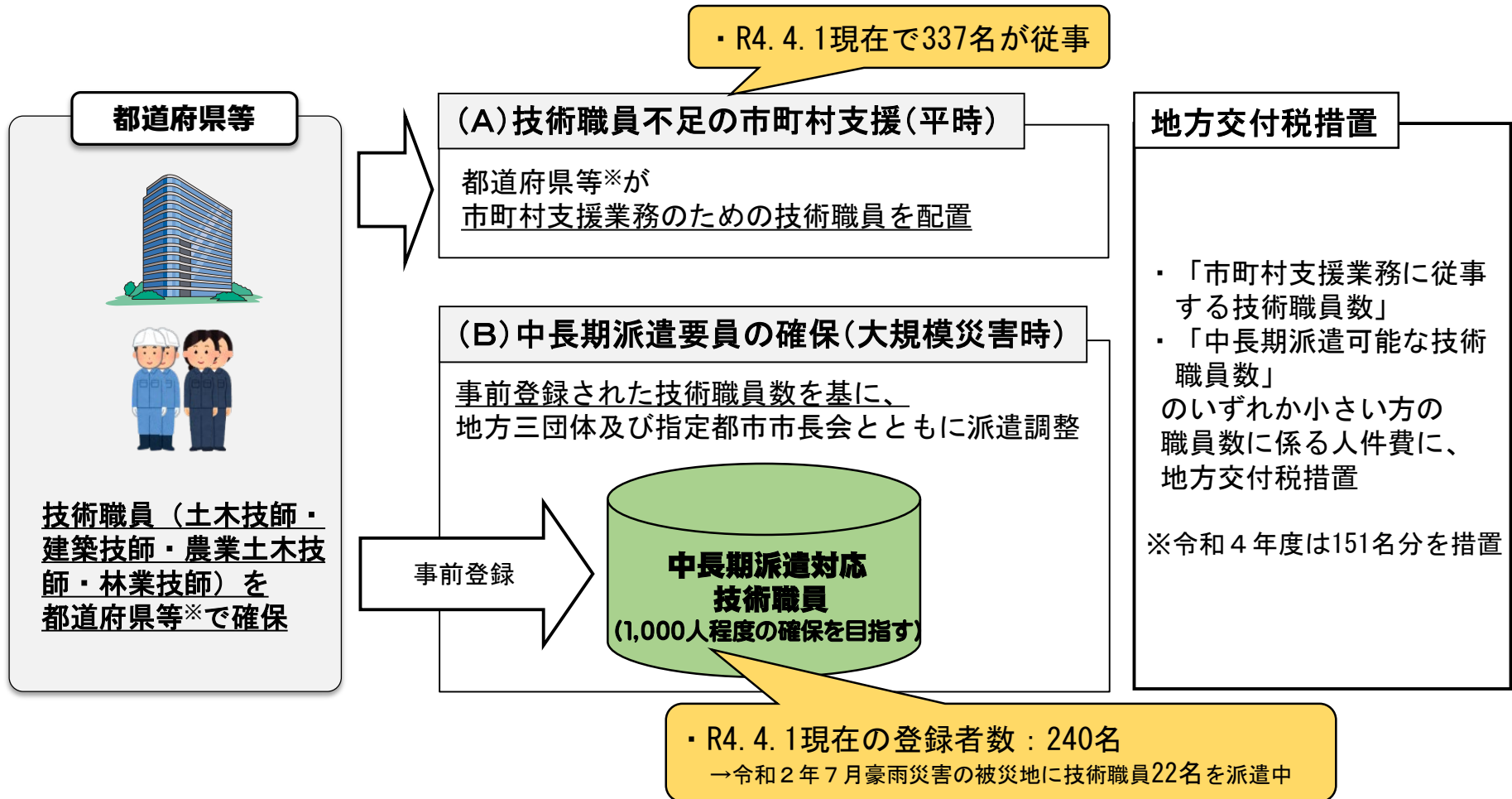
補助率：初年度10/10、2年目3/4（地域の未来予測の取組に該当する場合は初年度、2年目1/2）  
上限額：500万円

#### ②連携実施事業（初年度限り）に要する経費

補助率：3/4（地域の未来予測の取組に該当する場合は1/2）  
上限額：500万円

※離島市町村（鳳島除く）が参画する事業の場合は、知事と協議の上、上限額に1市町村あたり必要額を加算することができる。

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化。
  - さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況。
- ➡ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み。



※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む



- 都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村におけるデジタル化の取組を支援する場合、そのための人材確保経費等に対し令和5年度から特別交付税措置を講ずる。

## 特別交付税措置の概要

### ○ 対象経費

- ・ **都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援**のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等
- ・ 上記の経費の一部につき**市町村の負担金**が生じる場合の当該**負担金**

#### 市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
  - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
  - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
  - ・ データ利活用に関する助言
  - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
  - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

### ○ 措置額

- ・ 対象経費に**0.7**を乗じた額

### ○ 対象期間

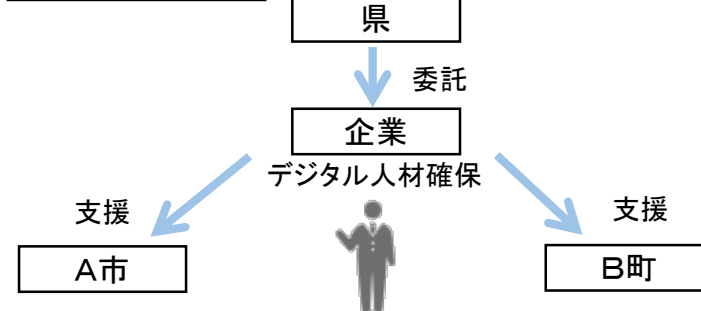
- ・ **令和7年度**まで（「自治体DX推進計画」の計画期間と同様）

#### <都道府県による市町村支援(イメージ)>

(職員として採用する場合)



(民間委託による場合)





1. **ポストコロナの経済社会における地方公共団体相互間の連携・  
協力のあり方**
2. **ポストコロナの経済社会における公共私連携**

# 地域運営組織の概要

- 自治会・町内会等の地縁による団体は、昨今、地域のつながりの希薄化から加入率が低下しており、担い手不足により活動の持続可能性の低下が課題となっている。
- 他方で、地域においては、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど地域として対応すべきニーズが変化・複雑化する中で、地縁団体や地縁団体の連合組織等が母体となる形で組織され、福祉活動団体や防犯・防災関係団体、老人クラブや子ども関係団体など各種地域団体が参画する「地域運営組織」が地域課題の解決に向けた様々な活動を行っている。

○ **団体数** : 令和4年度は地域運営組織が全国で7,207団体が確認され、令和3年度（6,064団体）から1,143団体増加（18.8%増）し、平成28年度に比べて約2倍以上に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は853市区町村であり、令和3年度（814市区町村）から39市区町村増加（4.8%増）

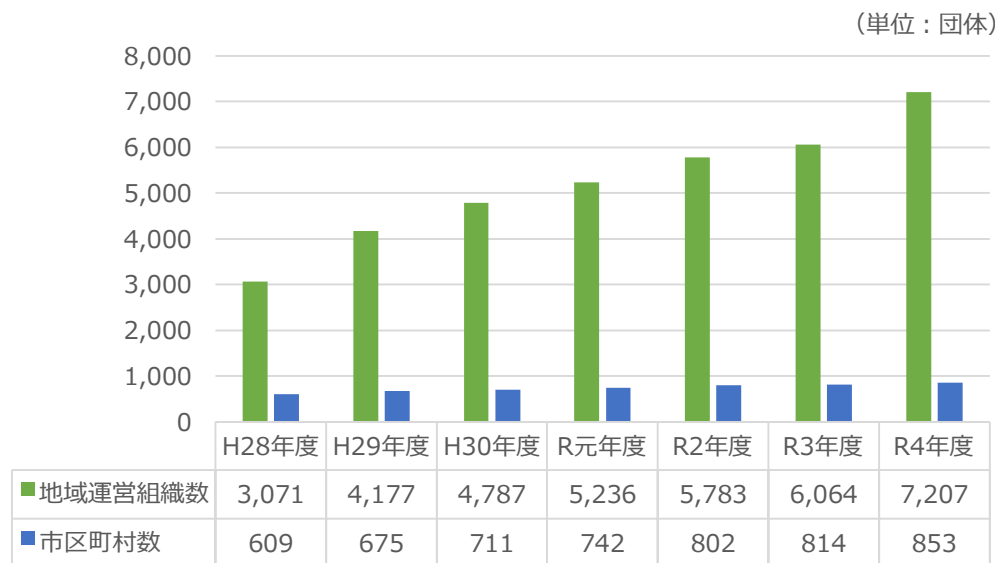
○ **組織形態** : 法人格を持たない任意団体が90.9%、NPO法人が3.9%、認可地縁団体が2.3%

○ **構成団体** (複数回答) : 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.2%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.7%）、「地域の子ども・青少年育成に関わる団体」（50.6%）が続く。

○ **活動拠点** : 活動拠点を有する団体が95.3%、このうち66.5%が公共施設を使用

○ **活動内容** (複数回答) : 祭り・運動会・音楽会などの運営（68.4%）が最も多く、交流事業（66.8%）、健康づくり（60.2%）、防災訓練・研修（59.1%）などが続く。

○ **収入** (複数回答) : 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.0%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.2%



※令和4年度 総務省調査（市区町村：1,730団体、地域運営組織：7,207団体が回答）

# 認可地縁団体制度の改正後の状況（不動産等の保有の有無に関わらず法人格取得が可能に）

- 自治会・町内会等の活動が多様化し、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることなど第32次地方制度調査会答申を踏まえ、不動産の保有の有無に関わらず認可地縁制度の活用を可能とするべく、令和3年に地方自治法を改正(第11次地方分権一括法による一部改正)。
- 制度改正以降に認可地縁団体となった自治会・町内会等のうち、**法人格を取得した目的が「不動産等の団体名義での保有以外の目的」であったと、市町村から回答のあった認可地縁団体の数は43団体**であった。これらの団体は、制度改正により、法人格取得の目的が拡大したことから、法人格を取得したものと考えられる。

## ① 制度改正以降に法人格を取得した自治会・町内会等の数

年 度	R3 (11/26以降)	R4	R5 (5/31以前)	合 計
団体数	325	868	235	1,428

【参考】R2年度：1,042団体、R3年度（年間全て）：981団体

## ② ①のうち、法人格を取得した目的が「不動産等を団体名義で保有すること以外の目的」であったと、市区町村が認可に当たり認識している自治会・町内会等の数(※)

年 度	R3 (11/26以降)	R4	R5 (5/31以前)	合 計
団体数	9	23	11	43

出典：総務省「認可地縁団体制度の改正後の状況等に関する調査(R5.6)」に基づき作成

## 「不動産等の団体名義での保有以外の目的」で法人格を取得し、地域活動を行う認可地縁団体の例

- 地域交通の維持に向け、法人格を取得し、大型車両を保有。構成員相互による乗合サービスを運営することで、高齢者等がスーパーマーケットや最寄り駅、医療機関などへ出かける際の交通手段を確保。
- 海沿いに位置し、漁業を営む住民が多く住む自治会において、漁港の維持管理業務等を受託し、委託料や補助金等を団体名義で得るために法人格を取得。

(※) 法人格取得の目的は、団体からの提出書類や対応記録等に基づき判断。なお、法人格取得前から不動産を保有していた（保有予定のあった）団体についても、法人格取得の目的が「不動産等の団体名義での保有」以外の目的であったと判断できる場合はカウントしている。

## （参考）令和3年の地方自治法改正の概要（第11次地方分権一括法による地方自治法改正(R3.5.26公布、R3.11.26施行)

- 不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う自治会・町内会等もあり、活動実態と認可目的が必ずしも一致していないことから、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になった。

※従来は「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」と規定



不動産等

不要



高齢者生活支援・経済活動等の幅広い活動

# 認可地縁団体制度の改正後の状況（合併及び書面等による決議を可能とする見直し）

- 地方公共団体からの要望を踏まえ、認可地縁団体の活動の維持・継続など持続可能性の向上のため、①合併及び②書面又は電磁的方法による非対面の決議を可能とすべく、令和4年に地方自治法を改正（第12次地方分権一括法による一部改正。①は令和5年4月1日施行、②は令和4年8月20日施行。）。
- ①は、**宮崎市**において、合併のための認可実績が**1件**あり、また**②を実施した認可地縁団体を把握しているのは348市区町村**であった。

出典：総務省「認可地縁団体制度の改正後の状況等に関する調査(R5.6.1)」に基づき作成

## ○認可地縁団体同士の合併に至った経緯

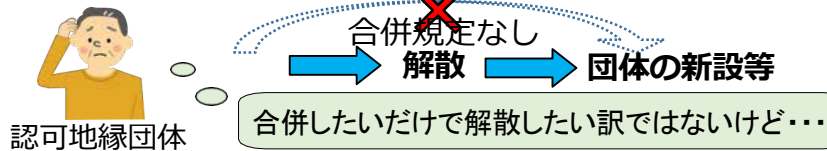
- ・特定の構成員が役員を務め続けていた認可地縁団体が、役員の手不足の深刻化を踏まえ、隣接する1の認可地縁団体に合併の申し入れを行い、制度の施行に合わせて市に認可申請を行うに至った。

## ○書面又は電磁的方法による決議を行った経緯

- ・コロナ禍での総会の開催に苦慮した経験を持つ認可地縁団体が、非対面による決議を求める地域住民の声に応じ、法の規定に則った手法を市担当部署に確認しながら、書面のみによる決議を実施した。

改正前

- 認可地縁団体に関する規定について、
  - ①**合併の規定が定められていない。**
  - ②**書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。**



## 支障

- 認可地縁団体が合併するには、**解散に伴う清算手続を経る必要がある。**
- 決議に当たって、**総会の開催を省略できない。**



→ **認可地縁団体の活動の制約要因に**

改正後

- 認可地縁団体に関する規定において、
  - ①**合併の規定を新たに定める。**
  - ②**書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。**



## 効果

- 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、**解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減**
- 書面等による非対面の決議が可能となり、**利便性が向上**



→ **認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与**

(注) 上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行っている。



# 省庁間の施策の調整・連携に関する取組について

- 地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織である「地域運営組織」の形成を促すとともに、各種サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成の推進のため、「**小さな拠点・地域運営組織/関係人口担当者会議**」が行われている。
- 会議は、内閣府のほか、総務省、国交省（観光庁）、文科省、厚労省、農水省、経産省、環境省の担当課によって構成され、自治会等をはじめとする地域コミュニティを支える主体に関連する**各省庁の施策を共有**し、中山間地域等における暮らし続けられる地域の維持に関し連携を図っている。

